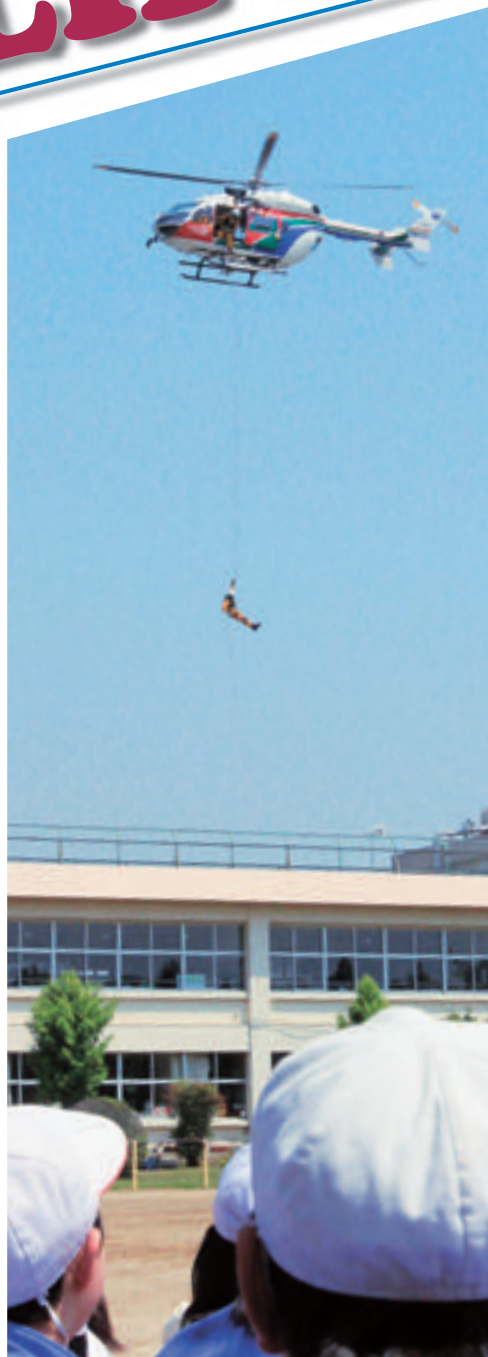


SAVE

防災 訓練

LIFE



～災害に備える～

6/5
(日)

～環境美化推進運動事業～ クリーン作戦

問 市役所
生活環境課
☎33-2111
(内線) 1131～
1134

よりよい生活環境づくりを目指し、市内全域においてクリーン作戦を実施します。

■作業内容 道路沿い等に散乱しているごみの撤去

■実施場所 市内全域

■ごみの搬入場所 鉾田クリーンセンター
午前8時30分～午前11時

※家庭内のごみは持ち込まないでください。

■雨天等の場合 中止の際は、防災行政無線で放送します(小雨決行)

このほど、新宮小(5月17日)、上島西小(同18日)、野友小(同19日)で地震と火災を想定した防災訓練が行われました。

児童たちは地震発生時の校内放送が流れると、すばやく教室の扉を開け避難口を確保し机の下へ。その後、校内放送で給食室から火災が発生したことが伝わり、先生の指示に従い教室から出て校舎の外へ避難。災害時の避難方法と避難経路などを確認しました。

当日は鉾田消防署や地域の消防団も参加。上島西小と野友小には茨城県防災航空隊のヘリコプターもやってきました。消防団員らは消防署員の指導のもと、消防車を使って校舎に放水。防災航空隊は校舎の屋上に残り残された先生を救助するため、つくば市にあるヘリポートから飛び立ち、空からの救助作戦を展開、校舎上空でホバリング(空中停止)、ロープを伝って隊員が屋上に降り立ち先生の救助に見事成功。校庭でこの様子を見守っていた児童たちは「すごいな」「かっこいいな」と称賛の声をあげていました。無事救助活動を終えた防災ヘリは校庭に着陸。児童たちはヘリを取り囲んで防災航空隊員の説明に耳を傾け、児童の一人は「将来隊員になりたいです」と目を輝かせながら話してくれました。そのほか訓練では、消火器を使っての初期消火訓練、スモークマシンによる煙体験、起震車による地震体験など実践的なメニューが用意され、消防署員から災害時の基本動作などを学びました。

『災害は忘れたころにやってくる』といいます。3月11日の震災をきっかけに、いざという時にご自身やご家族を災害から守るため、防災についてもう一度見直してみたいかがでしょうか？

今月の内容

2-7 行政からのお知らせ1

- 防災 ～わたしたちにできること～
- 鉾田市議会議員一般選挙のお知らせ
- 東日本大震災義援金配分申請のお願い
- NHK 放送受信料の免除について
- 浄化槽補助金
- 固定資産税・市民税の免除 ほか

8-9 まちの話題

- 今年ものぞみ美味しく作ります
- ～元気を鉾田から～チャリティーイベント
- 身近なみどり育てよう
- 知事も絶賛! 「メロン」県庁表敬訪問
- 長野県内安全安心宣言キャンペーン
- 鉾田二高「みんなでがんばろう鉾田」 ほか

10-12 行政からのお知らせ2

- 鹿行広域事務組合職員(看護師)採用試験
- 税務職員(Ⅲ種)採用試験
- 給食センター物資納入見積参加願受付
- 鉾田市花いっぱいコンクール
- 鉾田市復興支援チャリティーコンサート
- 潮来税務署からのお知らせ ほか

鉾田市民憲章

- 水と緑ゆたかな自然を誇り、美しい環境をつくります
- 思いやりを大切にし、助け合いと感謝のこころを育みます
- 健康で働き、活気ある産業を築きます
- 教養を深め、高い文化を培います
- きまわりを守り、安心して暮らせるまちをつくります

特集

防災

災害はもう人ごとじゃない

わたしたちにできること



3月11日、東日本を襲った未曾有の大震災によって、「鉾田市には大きな災害がない」という神話ははかなくも崩れ去り、「災害はいつ、どこで起こってもおかしくない」ことをあらためて証明しました。東日本大震災の余震が続く中、日本列島は、地震に限らず台風、ゲリラ豪雨など自然災害の脅威にさらされています。今回の大震災を教訓に、今後いつ起こるとも知れない自然災害に対し、どの様に対応すべきか防災について考えてみたいと思います。

その時、何ができるのか？

東北地方太平洋沖地震は国内観測史上最大のマグニチュード9.0、鉾田市でも震度6強を記録。その破壊力はすさまじいものでした。

「テーブルの下に逃げるだけで精一杯。なんもできなかつた」「車を止めることしかできなかつた」「家の瓦が落ちていく様子や、ブロック塀が倒れる様子をただ眺めているしかなかった」被災時を振り返ると「何もできなかつた」と言う意見が圧倒的でした。

震度6を超える地震とは？

震度6を超えると、立っていることが困難になり、固定していない家具は倒れるものもある。そして、壁のタイルや窓ガラスの破損、瓦の落下などがある（震度と揺れについて…参照）。では、この様な時どのような行動をすればよいのでしょうか？

総務省消防庁の「防災マニュアル」には地震発生時の基本的行動が示されています。「自宅で巨大地震に襲われた時はまず丈夫な机やテーブルなどの下に潜り、机などの脚をしっかり握る。頭を座布団などで保護して、揺れが収まるのを待つ。戸を開けて、脱出口を確保する。慌てて屋外に飛び出さない。棚にのせてあるもの、テレビなどが落ちてきたりするので、離れて揺れが収まるのを待つこと」（一部抜粋）今回の大地震は余震もこれから数年続くとの見方もあり、震度6を超える様な地震が起こらないとは言いきれません。いざ揺れた時に慌てずに行動できる様に、防災意識を高め日頃から情報を集めておくことが大切です。

震度と揺れについて

気象庁：震度と揺れ等の状況（概要）より

震度4	○ほとんどの人が驚く。 ○電灯などつり下げ物は大きく揺れる。 ○座りの悪い置物が、倒れることがある。
震度5弱	○大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ○棚にある食器類や本が落ちることがある。 ○固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
震度5強	○物につかまらなさと歩くことが難しい。 ○棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。 ○固定していない家具が倒れることがある。 ○補強されていないブロック塀が崩れることがある。
震度6弱	○立っていることが困難になる。 ○固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ○壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ○耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
震度6強	○はわなと動くことができない。飛ばされることもある。 ○固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 ○耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。 ○大きな地割れが生じたり、大規模な地滑りや山の崩壊が発生することがある。
震度7	○耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 ○耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ○耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

消防団の活躍

消防団員は、「わがまちを災害から守る」という使命感のもと、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っています。

特に地域に密着した消防機関として地域住民の交流を含めた地域防災力の強化は、災害に強いまちづくりの実現に欠かせないものです。

消防団員は、非常勤特別職の地方公務員である一方、日頃はそれぞれの仕事に従事し、火災や水害など災害発生時には、昼夜を問わず、率先して市民の生命・財産を守るため出動しています。

災害に備え、放水訓練や規律訓練、文化財保護のための消防演習のほか、火災予防のための啓蒙活動、ポンプ車で地域を巡回する警戒活動を行っています。今回の震災でも、被害状況の報告や危険個所の報告などさまざまな場面で活躍しました。



守りたいものがある・・・

FIRE BRIGADE

意識

災害に負けないまちづくり

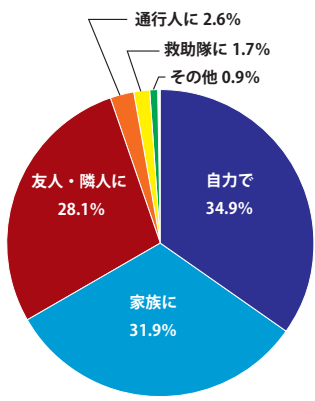
災害が発生し、ライフラインが停止。これまで当たり前だった機能が停止してしまふ。その時頼みの綱とは・・・。

「自助」「共助」「公助」

大災害が起きた際には、まずは落ち着いて自分の身は自分で守る「自助」、次に地域の人々と助け合う「共助」、そして「自助」と「共助」に国・県・市の「公助」が連携して行く事が重要です。今回の震災でも個人宅の井戸水無償配布や地域での炊出し、瓦礫の搬出など地域の助け合いがありました。やはり、災害を最小限に食い止めるには、地域のつながりや協力体制が不可欠です。自然災害の発生は防ぐことはできません。そのため、平時から「自分でできること」「家族でできること」「地域でできること」を考え、いつ起こるか分からない災害に備えることが大切ではないでしょうか。

災害時にあなたを助けてくれるのは誰？

下の表は、阪神・淡路大震災時に生き埋めや閉じ込められた人の救助を誰が行ったかを調査したものです。



鉾田消防署
菅谷昭正署長

3月11日に発生した地震は、マグニチュード9.0で日本の観測史上過去最大、世界でも4番目に大きい地震でした。余震もいつまで続くか分からず、また大きな地震があるかもしれません。災害時に慌てず的確な行動ができるように一人ひとりが普段から災害に対する意識を高めることが大切です。



鉾田市消防団
二重作惣司団長

災害はいつ、どこで起こるか分かりません。日頃から災害を想定し、もしもの時に自身やご家族の身を守る手段を確認しておいてください。今後も鉾田市消防団では、災害時に迅速で的確な行動ができるよう更なる技術の向上を図ってまいります。

災害を教訓にするために

今回の震災では被害が同時多発し、ライフラインも寸断されてしまいました。またいつ起こるかも知れない大災害に備え、今回の災害を教訓に一人ひとりが防災意識を高めることが大切です。

家族防災会議を開こう

家族一人ひとりに起こりうる状況を考え、いざという時のために家族の役割分担や決まりごとを話し合っておきましょう。▼非常時持ち出し品などを決める。▼災害発生時の役割を決める。▼子どもやお年寄りがいる場合は誰が援護するか決める。▼家屋の危険個所を確認し修理や補強を話し合う。▼避難場所を確認し複数の避難ルートを確認する。▼家族が離ればなれになった場合の連絡方法を確認する。 など

備えあれば心強い非常時の持ち出し袋（非常袋）

非常袋が用意してあればいざという時に心強いのではないのでしょうか。個人によって非常袋に入れる内容は異なりますので、家族で話し合い決めましょう。

【非常時持ち出し品リスト（参考例）】

- ①貴重品：現金、キャッシュカード、預貯金通帳・免許証・権利証書・健康保険証のコピー、印鑑
- ②非常食品：飲料水、乾パン、缶詰、栄養補助食品、乳児のいる家庭は粉ミルク
- ③応急医薬品：常備薬、お薬手帳のコピー、ばんそうこう、包帯、消毒薬、傷薬、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤
- ④生活用品：タオル、衣類、トイレ紙、トペーパー、ウェットティッシュ、マスク、軍手、缶切り、歯ブラシ、雨具、ライター、ポリ袋、生理用品、紙おむつ、携帯用トイレ、筆記用具
- ⑤その他：小型ラジオ、懐中電灯、電池 など



災害時の情報伝達

災害時には、家族や友人の安否確認、ライフラインや交通機関、物資補給などについて正確な情報が必要になります。情報の伝達や入手手段について平時から確認しておきましょう。

◆災害用伝言ダイヤル☎171

被災地への電話通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に、NTTにより提供が開始される声の伝言板です。

◆災害用伝言板

NTTドコモ・KDDIなどソフトバンク・モバイルなど

被災した人が伝言板にメッセージを登録、安否確認したい側は被災者の電話番号を入力すると登録されたメッセージが表示されます。

※利用方法は各通信社により異なります。事前に確認をしておきましょう。

◆防災無線テレホンサービス

☎34-8770又は8771

○防災行政無線で放送された内容を聞くことができます。

◆鉾田市メール配信サービス

情報の内容

○市からのお知らせ

（火災・防災・防犯・各種情報）

○全国瞬時警報システムの情報（J-ALERT）

（緊急地震速報、震度速報、津波警報、国民保護関係情報）

《メール配信サービス登録方法》

■パソコンで登録する場合

次のアドレスからホームページにアクセスし登録してください。
<https://service.sugunai.com/hokota/member/>

■携帯電話で登録する場合

次のアドレスに空メールを送信してください。登録確認メールが届いてから画面の表示に従って登録してください。
t-hokota@sg-m.jp



震災関連法律 Q&A

問 市役所 総務課 ☎33-2111

不動産・住宅について

地震により、隣の土地との境界の壁が崩壊してしまいました。この場合、どちらの費用で新たな塀をつくるのでしょうか。

【A】 自己の敷地内であれば自己負担で自由に塀を作ることができます。境界上に塀をつくる場合は原則として、隣人と等しい割合の費用負担でやることになります。

【Q】 隣家のブロック塀が建築工事の瑕疵（ミス）により地震で倒壊したため、私の自宅の一部が倒壊してしまいました。このような場合、誰にどのような請求をできるのですか。

【A】 震度5程度の地震でブロック塀が倒壊したのであれば、ブロック塀を所有する隣家や工事をした請負業者に損害賠償（不法行為）を請求することが考えられます。

【Q】 昨年一戸建てを購入しましたが、今回の地震で私だけ壁に大きな亀裂が入ってしまった。近所で亀裂が入ったのは私の家だけで、他の家には被害はほとんどありませんでした。このような場合、誰にどのような責任を追及できるのでしょうか。

【A】 売主、建設業者、建築設計者、売買仲介業者等に対する損害賠償、建設業者に対する瑕疵修補請求などが考えられます。契約の目的を達成できないような大きな亀裂の場合には契約を解除できる場合もあります。

【Q】 地震により、隣の家が傾いてきています。このままだと私の家に倒れ込んで、私の家が倒壊してしまう。どうしたらよいのでしょうか。

【A】 まずは隣の家と話し合いで、隣の家を補修してもらうのが第一になります。あなたの方でもある程度費用を負担することも考える必要があるでしょう。しかし、話し合いがうまくいかない場合は簡易裁判所に調停を申し立ててその場で話し合うという方法もあります。

このQ&Aは、法テラス福岡法律事務所佐藤力弁護士が、被災者の方に少しでも有意義な情報を提供するために、災害時におけるトラブルについてまとめたものを掲載しました。

東日本大震災
義援金配分申請のお願い

問 市役所 社会福祉課 ☎ 33321111
(内線) 1561、1565、1566

東日本大震災で被災された方々へのお見舞いと
して、日本赤十字社、共同募金会等に寄せられた
義援金(国義援金)及び茨城県へ寄せられた義援
金(県義援金)が被災者の方へ配分となります。

【申請区分及び配分額】		
申請区分	申請できる方	国義援金
(1)死亡者	原則直系の遺族(配偶者、子、父母等)	一人あたり35万円
(2)行方不明者	偶者、子、父母等	一人あたり15万円
(3)住家が全壊	住家に住んでいた世帯の者(原則一世帯あたり35万円)	一世帯あたり15万円
(4)住家が半壊	住家に住んでいた世帯の者(原則一世帯あたり18万円)	一世帯あたり7万円

【申請について】

①り災証明書が交付されたが、被災者生活再
建支援金又は市災害見舞金申請をされてい
ない方
↓被災者生活再建支援金又は市災害見舞金
とあわせて申請してください。

②り災証明が交付されていない方
↓り災証明書が交付されてからの申請とな
ります。り災証明書交付後①により申請
してください。

【留意点】

※平成23年3月11日当時銚田市に居住してい
た方が対象です。
※住家の全壊又は半壊の認定は、り災証明書
と同じ基準です。
※申請区分(3)、(4)については、住民登録をし
ていない場合は、被災地を生活の本拠とし
ていた事実が確認できる書類が必要です。
※送金は口座振込となります。

NHK放送受信料の
免除について

問 【被災情報提供に関すること】
市役所 社会福祉課 ☎ 33321111
(内線) 1561、1565、1566

【放送受信料に関すること】
NHK水戸放送局

☎ 02923229811

NHKでは東日本大震災により被災された方々の放
送受信料を、6か月間免除します。

【免除の対象】

震災救助法の適用区域(銚田市も含まれます)内
において、半壊、半焼又は床上浸水以上(一部損壊
は含まれません)の程度の被害を受けた建物の放送
受信契約

【免除の期間】

平成23年3月から平成23年8月まで
※すでに前払いなどにより支払い済みの場合は、そ
の分を返金又は平成23年9月以降に充当します。

【免除申請手続き】

○被災者の方の手続きの負担軽減を図る観点から、
銚田市からNHKに対し被災に関する情報(住
所・氏名・電話番号・被災状況)を提供するため、
NHKへの手続きは必要ありません。
○住家被害(全壊・半壊・床上浸水)により、市
災害見舞金申請をされた方対象となります。
○免除対象に該当する方へ、NHKから免除に関
するお知らせが後日送付されます。

アナログテレビ放送は、
7月24日に終了します！

【地デジ受信の準備をお急ぎください】



アナログテレビ放送
は7月24日24時ま
でに停波し、この後
は映りません。

VHSビデオデッキ、パソコン、カーナビ
等でアナログ放送を受信している場合も、
7/24以降は視聴できなくなります。

地デジに関するお問い合わせ
総務省テレビ受信者支援センター
デジサポ茨城
☎ 029-307-0101

■浄化槽の設置補助等

①家庭からの排水が北浦に流入する区域

高度処理型(窒素・りんを除去)	
規 模	補助予定額
5人槽	876,000円
7人槽	1,219,000円
10人槽	1,719,000円

②家庭からの排水が潟沼に流入する区域

高度処理型(窒素を除去)	
規 模	補助予定額
5人槽	664,000円
7人槽	702,000円
10人槽	752,000円

③家庭からの排水が北浦・潟沼以外に流入する区域

通常型の浄化槽	
規 模	補助予定額
5人槽	294,000円
7人槽	342,000円
10人槽	459,000円

④撤去補助

条 件	補助予定額
単独処理浄化槽の撤去補助 (合併処理浄化槽に転換する場合)	90,000円

■補助枠

- ①、②の浄化槽・・・両方合わせて50基程度
- ③の浄化槽・・・20基程度
- ④の撤去補助・・・20基程度

【浄化槽の人槽の算定】
5人槽…建物の延床面積が140㎡以下の場合
7人槽…建物の延床面積が140㎡を超える場合
10人槽…2世帯住宅などで、台所・浴槽及びトイレ
が各2箇所以上ある場合
※建物の延床面積をお調べのうえお申し込み下さい。

一般住宅での浄化槽
設置に対して補助金
を交付します

茨城県森林湖沼環境税を財源として、浄化槽
補助事業が拡充されました。
市では浄化槽を設置する家庭に対して補助金
を交付しています。ご希望の方は内容を確認の
うえお申し込みください。

問 市役所 下水道課
☎ 33321111
(内線) 1262、1263

■申込期間

6月1日(水)～30日(木)

※期間内に予算の範囲を超える申込みがあつ
た場合は抽選となります

■受付窓口(電話申込不可)

下水道課(本庁)
各市民センター

※印鑑を持参してください。

■その他

・平成23年度中に工事が完了すること
が条件となります。
・申込状況により補助基数が変更とな
ります。
・受付期間後に補助を希望される方に
ついては、順次受け付けキャンセル待
ちとなります。

◎次の区域は対象外です。
・公共下水道事業認可区域
・農業集落排水事業採択区域

平成23年度子ども手当と
6月の現況届について

問 市役所 子ども家庭課 ☎ 333-2111
(内線) 1571

子ども手当は、平成23年4月～9月までの6カ月間
これまでと同じ月額1万3千円で引き続き支給されま
す。6月の現況届の提出は不要となりましたが、法改
正により10月に届出・申請などが必要になることがあ
ります。

- 支給額 子ども1人につき月額1万3千円
- 支給対象となる子ども 0歳から中学校卒業まで
(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)
- 支給月
平成23年6月(平成23年2月分～5月分)
平成23年10月(平成23年6月分～9月分)

●受給資格者

銚田市に住所があり、対象年齢の子どものを養育し
ている父または母で家庭の生計中心者
※生計中心者とは、共働き等の家庭においては児童の
父または母のうち恒常的に所得が高く子どもを税法
上扶養している方、子どもの保険証の扶養者など。
※父母以外の方が子どもを養育している場合にはご相
談ください。
※受給資格者と子どもが別居している場合には、受給
資格者の住所地で申請してください。

次のような時には手続きが必要です！

- ・出生などにより支給対象となる子どもが増えた
- ・銚田市に転入または銚田市外に転出した
- ・子どもを養育しなくなった
- ・受給者または子どもの名前が変わった
- ・公務員になった
- ・手当の振込み先金融機関を変更したい など

【手続きに必要なもの】

- ①印鑑(認印) ②申請者(保護者)の保険証のコピー
- ③申請者(保護者)名義の普通預金通帳のコピー
- ④子どもが市外に居住している場合は子どもの住民
票謄本⑤申請者または子どもが外国籍の場合には、
外国人登録証の両面コピー
- ※受給資格者や子どもの状況によっては、別途書類
が必要になる場合があります。

医療福祉費支給制度について

(小児の対象年齢が拡大されます)

●医療福祉費支給制度(マル福)とは

乳児・小児・妊産婦・母子家庭の母子・父子家庭の
父子・重度心身障害者が容易に受診できるよう自己負
担費用を公費で助成する制度です。
※保険適用外分、入院時の食事標準負担額などは対象外です。

●支給対象

銚田市に住所があり、各種の健康保険に加入してい
る方で、次のいずれかに該当する方。

区分	対 象 者
乳児	0歳児
小児	1～12歳児(10歳～12歳は平成23年7月1日から ※下記対象年齢の拡大参照)
妊産婦	母子手帳を交付され、申請された月の初日から出産 日(流産等を含む)の翌月の末日まで ※ただし、産婦人科受診に限る
母子家庭の母子 父子家庭の父子	・配偶者のいない方で、18歳未満の児童を養育して いる方及びその児童 ・配偶者のいない方で、20歳未満の高校在学者又は 障害児を養育している方及びその児童
重度心身障害者等	・身体障害者手帳で1級又は2級及び3級の内部障 害者(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ ヒト免疫不全ウイルス・肝臓)に該当する方 ・障害者年金1級に該当する方 ・療育手帳でA又はマルAと判定された方など ・身体障害者手帳3級かつ知能指数が50以下に該当 する方 ・特別児童扶養手当1級に該当する方 ・65歳以上の重度心身障害者は長寿医療制度(後期 高齢者医療制度)に該当する方

- 扶養人数などに応じた所得の制限があります。
- 所得申告がお済みでない方は、必ず申告してください。
- 転入された方で、銚田市に所得申告をされていない方は、
前住所地の所得等証明書が必要です。
- 加入している健康保険等に変更があったときは変更届が
必要です。

●受給資格の更新

区 分	更新日
小児医療福祉制度を受けている方	毎年誕生日の月末
母子・父子家庭及び重度心身障害者 医療福祉制度を受けている方	毎年6月

マル福
7月から

●対象年齢の拡大

平成23年7月から市単独事業として、小児医療福
祉制度の対象年齢が拡大されます。

問 市役所 保険年金課 ☎ 333-2111
(内線) 1127

【手続き等】

新規該当者(小学4年～6年)
6月に関係通知を送送します。指定された期間
内に次の窓口までお越しください。

- 申請窓口
・市役所 保険年金課
・各市民センター総合窓口G
○必要書類
・小児の健康保険証
・印鑑

・今年転入された方は、前住所地の所得等証明書
※所得申告がお済みでない方は、必ず申告をお願いします。
※扶養人数等に応じた所得制限があります。
※該当にならない方へは非該当通知を送付します。

現在の該当者

・小学3年までの小児(誕生日に更新手続き)
・小学4年～6年の方で、すでにひとり親家庭、
重度心身障害者で該当になっている方(毎月6
月に更新手続き)
制度改正による手続きの必要はありません。



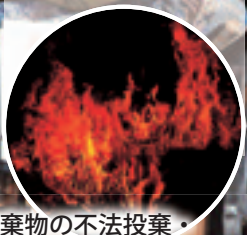
農業関連助成事業案内

問 市役所 産業経済課 ☎ 333-2111
(内線) 1163・1167

事業名	内容	条件	助成内容	締切
遊休農地対策事業	遊休農地の解消と有 効活用のために行う 植栽に対する種苗や 苗木の購入経費を一 部助成	・銚田市内の農地 ・実施面積が10a以 上 ・植栽面積が10a当 り30本以上 ・【対象者】 ・水稲生産調整達成 者 ・市内に住所を有し、 市税等の滞納がな い方 ・6～9月中に事業 を実施した方	【助成額】 ①果樹の苗木代 10a当り1万5千 円以内(税抜) ②花きの種苗代 10a当り5千円以 内(税抜) 【限度額】 ①、②とも1事業当 り5万円(税抜)	9月30日(金)
水稲病害虫防除事業	水稲の病害虫を防止 するために地上散布 する農薬代を一部助 成	・銚田市内の農地 ・【対象者】 ・6～8月中に水稲 病害虫防除のため に農薬の地上散布 をした方 ・市内に住所を有し、 市税等の滞納がな い方 ・平成23年度水稲生 産実施計画書を提 出された方	【助成額】 10a当り千5百円 を限度(税抜き)。 千5百円未満の場合 はその額	9月30日(金)

不法投棄・野外焼却

しない
させない
許さない



廃棄物の不法投棄・
野外焼却を見たら

不法投棄
110番 0120-536-380

東日本大震災で被害を受けた方の
固定資産税・市民税を減免します

問 市役所 税務課 ☎ 333-2111
(内線) 1181・1184

東日本大震災で一定割合以上の被害を受けた方は、
固定資産税・市民税が減免の対象となる場合があります。
すので、次により申請書を提出してください。

申請方法について

○受付期間 平成23年7月1日(金)～29日(金)
(土日、祝日は除く)

○受付時間 午前8時30分～午後5時15分
市役所本庁(福祉事務所2階)
旭市民センター
大洋市民センター

○添付書類 市税減免申請書※印鑑をご持参ください。

○提出書類 【固定資産税の減免申請の場合】

り災証明書(半壊以上)の写し又は同
程度のり災状況の写真、納税通知書等
【市民税の減免申請の場合】
り災証明書(半壊以上)の写し、納税
通知書等

【固定資産税】	
区分	被害の程度
建物	被害面積が10分の8以上 10分の8未満 被害面積が10分の4以上 10分の4未満 被害面積が10分の2以上 10分の2未満
土地	被害面積が10分の8以上 10分の8未満 被害面積が10分の4以上 10分の4未満 被害面積が10分の2以上 10分の2未満
償却 資産	償却資産の損害程度により、全部から10分の 4までの減免があります。

【市民税】	
被害の程度	減免の割合
死亡・生活保護受給者となった方 障害者となった方	全部 10分の9
合計所得金額	減免の割合
5百万円以下の方	全部
5百万円超 7百万円以下の方	大規模半壊・半壊 2分の1
7百万円超 750万円以下の方	大規模半壊・半壊 2分の1
750万円を超 える方	大規模半壊・半壊 4分の1 大規模半壊・半壊 8分の1

平成24年度は固定資産税
評価替えの年です

問 市役所 税務課 ☎ 333-2111
(内線) 1181・1184

平成24年度は、3年毎に見直しが行われる固定資産
税の評価替えの年となります。

この評価替えは、市町村合併後における本格的な評
価替えとなり、新たに制定した鉾田市土地評価事務取
扱要領に基づき統一的な土地評価となります。

ちょっと教えて！



Q 固定資産税とは何ですか？

A 固定資産税とは、毎年1月1日(賦課期日)
現在で、土地・家屋・償却資産を所有してい
る方が納める市税です。

Q 固定資産税の評価替えとは何ですか？

A 評価替えとは、3年に一度行われる資産価
格の変動に対応する固定資産の価格の見直
しのことを行います。固定資産の価格の変動に
対応した見直しを行う年度を「基準年度」といい、
平成24年度がこれにあたります。

【平成24年度評価替えについて】

平成24年度評価替えでは主に雑種地の評価基
準の統一を図ります。雑種地は、宅地から原野
までのいずれの地目にも該当しないものであ
り、その用途としては、駐車場、資材置場など
の比較的宅地に近いものから不毛地、土採取場
跡などのような山林、原野に近いものまで多岐
にわたります。こうした雑種地評価に関して、
旧町村間では評価の方法に違いがみられたこと
から平成24年度評価替えでは市としての統一し
た基準に基づく評価に見直します。

また、今回の基準で見直された土地は、実際
の利用状況が前年と同じであっても、固定資産
税の評価上の地目が変わる場合があります。
見直しに伴い、評価額をはじめ税額も変動す
ることになります。

全国一斉
「子どもの
人権110番」
強化週間



○児童・生徒の皆さんへ

学校で友達から「いじめ」を受けて学校に行きた
くない、でも先生や親には言えない・・・、誰に相談し
ていいかわからない・・・。

もしもそんな苦しみを抱えていたら、一人で悩まず
に、私たちにお電話ください。皆さんの話を聞いて、
どうしたらいいか一緒に考えたいと思います。

○保護者の方へ

「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、
子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところ
で生じていることが多く、また被害者である子ども
自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未熟で
あったり、身近に適切に相談できる大人がいなかった
りする場合が少なくありません。このような子どもの
発する信号をキャッチし、解決に導くために専用電話
相談窓口を開設しています。強化週間期間中は、通常
より時間を延長しお子様や保護者の方のご相談に応じ
ます。

■相談は無料で、秘密は守られます。

■実施機関 水戸地方法務局・県人権擁護委員連合会

■相談員 法務局職員・人権擁護委員

フリーダイヤル

0120-0075110

期間 平成23年6月27日～7月3日

時間 平日 午前8時30分～午後7時

土・日 午前10時～午後5時



今回の地震により、電力需給のバラン
スが極めて厳しい状況にあります。家庭
や事業所で一人ひとりが最大限の節電の
努力をすることが、安定した電力の供給
と今後の復興につながります。

春季の電力需要パターンでは、朝・夕
の2回に電力需要のピーク時があること
から、その時間帯での節電対策が必要と
なっています。

具体的な取り組みについては、茨城県の
ホームページをご覧ください。

問 茨城県環境政策課
☎ 029-301-2940
<http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/index.html>
※今回の震災で大きな被害を受け取組みが困難な
方に無理にお願いするものではありません。

節電に
ご協力ねがいます。



今回の地震により電力が
大変不足しております。
節電にご協力ねがいます。

多発 「空き巣」に注意！

鉾田市内で、2階建てアパートの1階を狙う「空き巣被害」が多
発しています。アパート1階の「空き巣被害」の多くはベランダ側の窓
ガラスを割って侵入する方法で行われています。防犯には『補助錠』
や『防犯フィルム』を窓に取り付けることなどが効果的です。

その他、農作業中に自宅から金品が盗まれ
る「空き巣」も発生しています。農作業に出
かける時は、短い時間でも自宅にカギをかけ
ましょう。

不審な人・車を見たら110番！

問 鉾田警察署 ☎ 34-0110
緊急通報 ☎ 110



まちの
話題

TOPICS

みんなで作ろう安心な街

4月21日、市内スーパーで春の地域安全運動キャンペーン（鉾田警察署主催）が実施され、防犯連絡員、セーフティマイタウン推進委員、青少年指導委員、鉾田農高生などが参加し、県警音楽隊による演奏が流れるなか、「被災地域における犯罪抑止」、「子どもと女性の犯罪被害防止」、「自転車盗難被害防止」などを呼びかけました。



何度も確認！ 右、左、右

ゴールデンウィーク明けの5月9日早朝、鉾田市縦山地内の国道51号線沿いで総勢約100名により、春の交通安全ルートキャンペーン（市交通対策協議会主催）が行われました。

交通事故のない安全で快適な街づくりのため、啓発グッズを配りながら、安全運転を呼びかけました。



磯山さやかの「旬刊いばらき」 （テレビ朝日 5月20日（金）AM10:50放送） 鉾田のメロンを紹介



茨城県のPR番組「旬刊いばらき」の中で、鉾田市のメロンが紹介されました。この番組は、地元鉾田市出身のタレントで、鉾田大使でもある磯山さやかさんが出演しており、美味しい鉾田のメロンを全国に発信してくれました。

震災による瓦礫等の受入状況



茨神平集積場



鉾田クリーンセンター

震災により、大量に発生した瓦、ブロック、木材等の災害ゴミを、4月28日まで回収しました。当初の予定より多くの瓦礫等が集まり、搬出処理のため一時閉鎖しておりましたが、現在は搬入を再開しています。今回は、鉾田クリーンセンター（時間9:00～16:00）のみの受入れで、期限は、6月30日まで行います。※期間内の土・日曜日の搬入は出来ません。

今年も のぞみ 米



美味しく作ります！



5月12日、地域活動支援センター「のぞみ」と「スマイルハウス」による毎年恒例の田植えが行われました。

今年で11年目を迎えた「のぞみ米」美味しいお米になるように、参加者は一苗一苗心を込めて、丁寧に植えていました。



～元気を鉾田から～

チャリティーイベントでがんばれ鉾田！

5月8日の「母の日」、鉾田市飯名のファーマーズマーケットだろうで、「元気を鉾田から」を合言葉に鉾田産カーネーションまたはTシャツと引換えに義援金を募るチャリティーイベントが開かれました。

このイベントは、新聞販売店「YC 鉾田・北浦」と同直売所による共同で行われ、当日は来店された方々からたくさんの義援金をいただき、被災された方にと、全額市に寄付されました。

育てよう！ 身近な みどり



5月21日、鹿島灘海浜公園で春季都市緑化祭が開催されました。緑豊かな地域づくりの一環として、竹鉢作製や生垣作り体験、草花・堆肥・種子の無料配布などが行われました。震災後の鉾田市初めてのイベントということで、子ども連れの家族が大勢来場し、イベントの一角にある金魚すくいやヨーヨー釣りを楽しんでいました。



生垣作り体験



草花の無料配布

がんばっぺ鉾田!!

～長野県内安全安心宣言キャンペーン～



長野県知事へ鉾田産農産物の安全性を校査結果などにより直接伝えた



テレビ番組「3時は!ららら」で鉾田市の農産物の安心安全をPR

北関東自動車道の全線開通により、身近になった長野県に、鉾田市の農産物が、安全安心であることをPRするキャンペーンキャラバンが行われました。

このキャンペーンは、鉾田市産地ブランドアップ振興協議会の呼びかけにより、市と生産者で行ったものです。

キャラバン隊は、5月13日長野県庁へ表敬訪問し、阿部守一知事へ鉾田の農産物の安全性とメロンをPR。また、信越放送のテレビ番組とラジオ番組に生出演し、鉾田産メロンの美味しさを視聴者に発信。翌14日には長野県内の大手スーパーでメロンの試食販売も行い、消費者に直接安全安心であることを伝えました。



ラジオ番組「おとなりラジオ あらら」で鉾田市の農産物の安心安全をPR



大手スーパーで、メロン試食販売



鉾田のメロンはうまっぺ!!

信越放送でメロン販促CM

鉾田産の安全安心なメロンのPRのため、信越放送で、テレビCMとラジオCMを放映しました。

メロン販促CMの撮影中

橋本知事も絶賛!
今年もメロンが美味しい!



橋本知事への表敬訪問

4月27日、市長、JA 茨城旭村、JA かしまなどの関係者が、県庁をはじめ茨城新聞社本社などを表敬訪問し、メロンのPRと消費宣伝を行いました。当日は、茨城放送で「ふれラジいばらき」、NHK 水戸放送局で「とりたてワイドいばらき」の番組内で、旬を迎える鉾田のメロンをPRしました。



「鉾田のメロンはうまっぺ!」とNHK 水戸放送局の生出演でメロンPR



「大地震にも負けなかった美味しいメロンを是非ご賞味ください!」とラジオの放送中に呼びかけました。

風評被害を吹き飛ばせ!

笠間陶炎祭で農産物PR



4月29日から5月5日までの7日間、笠間市の笠間芸術の森公園で行われた「笠間陶炎祭」に、鉾田産地ブランドアップ振興協議会、鉾田市観光協会、JA かしまなど、JA 茨城旭村が、農産物PRのために出店しました。

期間中の来場者は、過去最高の38万人。鉾田市の出展スペースも大変盛況で、多くの方に鉾田産の安全安心な農産物をPR販売しました。

みんなががんばろう鉾田!!
～鉾田二高写真部の活動～



鉾田二高写真部メンバー



HP「みんなががんばろう鉾田」

東日本大震災と原発の風評被害で被害を受けている鉾田市民の思いや被害状況などを多くの人に届けようと、県立鉾田二高の写真部では、独自に取材した内容を「みんなががんばろう鉾田」と題して、ウェブサイト上で紹介しています。詳しい内容を知りたい方は、下記アドレスからホームページにアクセスしてみてください。

http://www.geocities.jp/biophoto1031/PHOTOGRAPH/ganbarehokota/ganbare_index.html

海外から贈られた気持ち
～コンフォートキルト～

5月19日、K.compay(代表 加藤政子さん)を中心としたグループに、チェコやフィンランドなど海外から、被災地の方々とコンフォートキルトが届けられました。これはパッチワーク通信社を通して、被災地の人々の気持ちを和らげるために



と国内外より集められたなかの一部(100枚)で、今後保育園や幼稚園などに配布し、子供たちに使ってもらう予定。加藤さんによるとこの活動は、今後も継続していくとのことでした。

コンフォートキルトとは
悲しみや落胆を和らげてもらうためのキルト。北米では被災地の人々や児童保護施設などにボランティアのキルターが贈っています。キルトに定義はありませんが子供用あるいは大人用で、中綿を入れてキルティングしているもの。



Community & Communication
HOKOTA

銚田学校給食センター物資納入業者見積参加願を受け付けます

問 銚田学校給食センター ☎ 34-9077

受付期間 6/20（月）～ 30（木）
 8:00 ～ 16:00（土・日曜日を除く）
 銚田学校給食センターでは 9 月稼働に向けて準備を進めていますが、購入する給食物資（食材等）納入業者の見積参加願を受け付けます。
 納入物資
 肉類、野菜類、果実類、豆製品類、調味料、一般乾物類、冷凍食品類、発酵乳酸飲料など
 申請及び用紙配布先
 〒 311-1514 銚田市安塚 1962-1 銚田学校給食センター（郵送の場合 30 日必着）
 ※銚田市の HP から用紙はダウンロードできます。



募集します

第 22 回銚田市花いっぱいコンクール

問 市教育委員会生涯学習課 ☎ 37-4342

申込締切 7/4（月）
 今年も各種団体の申込みをお待ちしています！
 参加申込 市教育委員会生涯学習課
 審査日 7 月下旬（申込団体の花壇を審査します）
 部 門 ○フラワールードの部 ○地域の部
 ○団体・職場の部 ○学校の部
 草花の種子の申込みをした団体等には申込書を送付します。
 詳細はお問合せください。



元気いばらきっ子育成事業

問 レイクエコー ☎ 0299-73-2300
<http://www.lakeecho.gakusyu.ibk.ed.jp/>

申込期間 6/16（木）～
 『きょうはパティシエ』
 内 容 回転台を使い、スポンジを生クリームでコーティングし、イチゴを飾りデコレーションケーキを作る
 日 時 7/16（土）
 13:30 ～ 15:30
 定 員 家族 20 組
 場 所 レイクエコー
 参加対象 園児、小・中学生とその家族及び県民
 材料費 1,500 円
 申込締切 定員を超えた場合、抽選となります。
 詳しくは레이크エコーまでご連絡下さい。



甲種防火管理（新規）講習

問 鹿行広域事務組合消防本部 ☎ 0291-34-7119
<http://www.rokkou-kouiki.jp/syoubou/syoubou.htm>

申込締切 6/30（木）
 日時 7/20（水）～ 21（木） 2 日間
 場所 鹿行広域事務組合消防本部会議室
 茨城県銚田市安房 1418-15
 定員 70 名（先着順）
 申請書の配布・受付場所
 ○銚田消防署 ☎ 34-0119
 ○旭出張所 ☎ 34-4119
 ○大洋出張所 ☎ 34-5119
 申請書は HP からダウンロードできます。



看護職員再就業支援研修会

問 県看護協会・県ナースセンター ☎ 029-221-6900

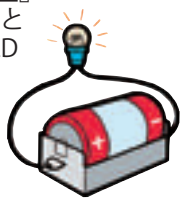
申込締切 7/22（金）
 対象者
 ○未就業の看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）
 ○就業後、1 年未満で、看護技術に不安のある看護職員
 定 員 30 名程度
 研修期間 7 月末～ 12 月
 研修内容
 ○講義研修 5 日間
 ○実務研修 5 日間及び 10 日間コース
 受 講 料 無料（保険料等は自己負担）



「夏休み実験室」参加者募集

問 県消費生活センター相談試験課 ☎ 029-224-4722

申込期間 6/27（月）～ 7/1（金）
 （定員になり次第終了）
 《テーマ》
 『あかりのエコと LED 工作教室』
 内容 電球について、種類と仕組みを学んで、LED 電球を使った工作
 日時 7/25（月）
 10:00 ～ 12:00
 定員 家族 10 組 20 名
 対象 小学生（3 ～ 6 年向）
 『乳のふしぎ』
 内容 乳牛の特徴や牛乳・乳製品の知識を深め、乳製品を使った実験
 日時 7/26（火）
 13:00 ～ 15:00
 定員 家族 15 組 30 名
 対象 小学生（1 ～ 3 年向）
 『スナック菓子について調べてみよう』
 内容 身近なおやつについて考える
 日時 7/28（木）
 10:00 ～ 11:30
 定員 家族 15 組 30 名
 対象 小学生（4 ～ 6 年向）
 『しょうゆ塾』
 内容 しょうゆが出来るまでの道のりと上手な使い方について学ぶ
 日時 7/29（金）
 10:00 ～ 11:30
 定員 家族 15 組 30 名
 対象 小学生（3,4 年生向）
 場 所 茨城県消費生活センター（水戸市）
 受講料 無 料
 申込方法 ①名前②学年③住所④連絡先電話番号
 ⑤同伴者名を電話で申込む（1 通話 1 講座）



各種採用試験の案内

◆鹿行広域事務組合職員（看護師）採用試験

問 鹿行広域事務組合事務局 ☎ 33-5023
 受付期間 6/8（水）～ 7/8（金）
 （7/8 消印有効）
 職種及び採用予定人員 看護師 1 名
 試験日 1 次 7/24（日）
 受験資格
 S41.4.2 ～ H14.1 生まれで
 正看護師の資格を有する人
 採用時期 10/1（土）予定
 申込書
 鹿行広域事務組合事務局にあります。
 郵送希望の場合は、宛て先を明記し 120 円切手を貼った返信用封筒（角 2 サイズ）を下記へ郵送
 〒 311-1517
 銚田市銚田 1367-3 銚田合同庁舎 3 階
 鹿行広域事務組合事務局



◆税務職員（Ⅲ種）採用試験

問 関東信越国税局 人事第二課 ☎ 048-600-3111
 受付期間 6/21（火）～ 28（火）
 （土・日曜日は除く）
 試験日 1 次 9/4（日）
 試験科目 教養試験、適正及び作文試験
 受験資格 H.2.4.2 ～ H6.4.1 生まれの者
 申込書請求先 最寄りの税務署（総務課）
 関東信越国税局 人事第二課
 又は人事院関東事務局
 申込書提出先
 人事院関東事務局 ☎ 048-740-2006
 〒 330-9712
 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1
 さいたま新都心合同庁舎 1 号館

東日本大震災により被害を受けられた方へ

◆税務署からのお知らせ 問 潮来税務署 ☎ 0299-66-6931 ホームページ <http://www.nta.go.jp>
 詳細については、税務署にお問合せいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

税制上の措置	概 要
申告・納付等の期限延長	平成 23 年 3 月 11 日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています。（平成 23 年 5 月現在の状況です。）
所得税の軽減又は免除	所得税法に定める雑損控除、又は、災害減免法に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法で所得税の軽減・免除が受けられます。
源泉所得税の徴収猶予・還付	所得税の軽減又は免除が受けられる方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
住宅借入金等特別控除の特例	住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合でも、控除期間は、引き続き適用を受けることができます。
財産形成住宅（年金）の利子等の非課税	大震災で被害を受けたことにより、払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。
納税の猶予	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。
予定納税額の減額	平成 23 年分の所得税の見積額が、予定納税基準額に満たないと見込まれる場合は、予定納税額を減額することができます。

この他、自動車が廃車となった場合の自動車重量税の特例還付や買換車両に係る自動車重量税の免除が受けられます。また、被災された方が作成する「消費貸借契約書」（金銭借用書）、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税が非課税となります。

◆県・市からのお知らせ 問 県税務課 ☎ 029-301-2418 市税務課 ☎ 33-2111（内線 1184）
 詳細については、県税務課又は市税務課にお問合せください。

税制上の措置		概 要
共通	減免措置	被害に遭われた方の状況に応じて、お住まいの都道府県・市町村の条例に定めるところにより税の減免を受けることができます。
県税	自動車取得税等の非課税措置	滅失・損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合、自動車取得税及び平成 25 年度分までの自動車税が非課税となります。
	不動産取得税の軽減措置	滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。
市税	軽自動車税の非課税措置	滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合、平成 25 年度分までの軽自動車税が非課税となります。

なお、大震災により滅失・損壊した自動車には、自動車税・軽自動車税は課されません。

お知らせ

労働保険年度更新の申告・納付のお知らせ

問 茨城県労働局労働保険徴収室 ☎ 029-224-6213
http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp

平成 23 年度の労働保険年度更新におきましては、被災県である茨城県内の事業場は、「平成 23 年厚生労働省告示第 66 号」により、法定申告・納付期限が延長されておりますが、通常申告可能な事業主の皆様方には、従来どおり **7 月 11 日（月）** までに申告・納付をおこなっていただくようお願いいたします。なお、延長後の法定納付期限は、後日、告示により周知される予定です。

自動車税は納期限（6/30）までに納めましょう！

問 行方県税事務所 ☎ 0299-72-0482

納期限 6/30（木）

お近くの金融機関、コンビニまたは県税事務所まで納期限までに納税してください。

なお、平成 22 年度の納税証明書（有効期限：H23.5.30）の有効期間を 6/29 まで自動的に延長しますので、5/31 ～ 6/29 までに車検を受ける場合には、有効期限が H23.5.30 の納税証明書で車検更新が可能です。

また、今回の災害により損害を受けた方で一定の要件を満たす場合には、「徴収の猶予」「県税の減免」等の救済措置があります。具体的な要件や手続きにつきましては、県税事務所までお問合せください。

生活支援・出張相談会

問 県労働政策課 ☎ 029-301-3645

就職を目指す皆さんに、生活支援に関する情報提供や相談を行います。

日時 6/23（木）9:00 ～ 16:00

場所 鹿行地区就職支援センター
（鉾田合同庁舎内：鉾田市鉾田 1367-3）

無料税務相談（要予約）

問 関東信越税理士会潮来支部 ☎ 0299-84-7339

日時 6/15（水）・7/6（水）13:30 ～ 16:30

場所 鹿嶋市まちづくり市民センター 2 階
鹿嶋市宮中 4631-1

震災に関する無料法律相談（要予約）

問 茨城県弁護士会 ☎ 029-221-3501
http://ibaben.or.jp/

◆電話での無料相談

☎ 029-222-7072 又は 029-222-7073

時間：月～金（祝日を除く）10:00 ～ 16:00

◆面談での無料相談

【水戸・鹿嶋・土浦】の法律相談センターにおいて実施しています。

予約制ですので、場所、時間のご確認も含め事前にお電話ください。
水戸・鹿嶋（029-227-1133）
土浦（029-875-3349）

農業委員会からのお知らせ

問 市役所農業委員会事務局 ☎ 33-2111（内線 1251・1252）

相談日 6/9（木）

○ふる里見聞館（大洋総合支所敷地内）9:00 ～ 12:00

○旭総合支所 13:00 ～ 16:00

内 容 農業委員会に関する各種申請書の受付と審査
※6月定例総会 6/24（金）

7 月 1 日から医療機関の窓口での取扱いが下記のように変わります。

問 市役所保険年金課 ☎ 33-2111（内線 1123・1124）

東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者の方が、一定の要件（住家の全壊・半壊等）に該当する場合には、平成 23 年 6 月末までは医療機関窓口で申し立てることにより一部負担が猶予又は免除されることとなっています。

平成 23 年 7 月以降に一部負担の猶予又は免除を受けるには、医療機関窓口において被保険者証に一部負担金等免除証明書を添えて提出する必要があります。保険年金課で当該申請を受付しますので詳細についてはお問合せください。

H23・24 年度鉾田市入札参加資格申請 小規模工事等契約登録制度の追加受付

問 市役所財政課 ☎ 33-2111（内線 1231・1233）
http://www.city.hokota.lg.jp

受付期間 7/4（月）～ 8（金）

受付種類	提出先
建設工事 建設コンサルタント業務	共同受付センター
物品製造等 小規模工事等	市役所財政課

有効期限 H23.9.1（木）～ H25.5.31（金）
詳しくは、HP にてお知らせします。

「がんばろう鉾田！」 鉾田市復興支援チャリティーコンサート

問 鉾田市民舞台芸術協会 会長 堀 糸子 ☎ 33-4359
E メール：h-music@water.ocn.ne.jp

日時 6/19（日）13:00 ～ 16:00（雨天中止）

場所 鹿島灘海浜公園広場

内容 ○県立水戸工業高校と県立大洗高校による吹奏楽演奏会

○農産物の販売

入場料 無料

主催 鉾田市民舞台芸術協会

鉾田市健康づくり財団

『茨城県調理師試験』及び 試験準備講習会開催のお知らせ

問 鉾田保健所衛生課 ☎ 33-2158
鉾田地方調理師会 ☎ 32-6007

【調理師試験】

日 時 8/20（土）13:30 ～ 15:30

場 所 筑波大学（つくば市天王台）

◆受験願書について

○配布日時 7/5（火）まで

○配布場所 県内各保健所

○受付日時 7/4（月）～ 5（火）

9:00 ～ 12:00 13:00 ～ 17:00

○受付場所 県内各保健所

◆詳しい内容については、鉾田保健所衛生課までご連絡ください。

【願書記入指導】

期 間 6/26（日）～ 7/3（日）（8 日間）

場 所 割烹よこ多（鉾田市野友）

【試験準備講習会】

開催日 8/10（水）・8/11（木）2 日間

場 所 鉾田中央公民館

会 費 43,000 円

◆詳しい内容については、鉾田地方調理師会までご連絡ください。

有害鳥獣の捕獲を実施します

問 市役所産業経済課 ☎ 33-2111（内線 1165）

農作物等への被害を防ぐため、銃器を使用して、カラスの捕獲を行います。

範 囲 市内全域（鳥獣保護区等を除く）

期 間 6/6（月）～ 10（金）5 日間

時 間 日の出から日没

捕獲作業は、茨城県猟友会鉾田支部が実施します。

銃器を使用しますので

早朝より発砲音が聞こえる場合があります。

『歯の何でも電話相談』（相談無料）

歯に関する悩みや質問を電話相談いたします。匿名で結構ですので、お電話ください。歯科医師がご相談に応じます。

相談日時 6/12（日）14:00 ～ 17:00

受付電話番号 029-823-7930

029-835-0737

大好きいばらき就職面接会（前期）

問 県労働政策課 ☎ 029-301-3645

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoutoku/rosei/h23daisuki/index.html

大学院・大学・短大・専修学校等（高校は除く）の H24.3 卒業予定者及び未就職既卒者を対象とし、県内企業の説明や面接を受けることができます。

日時・場所

6/29（水）ホテルグランド東雲（つくば市）

7/1（金）フェリヴェールサンシャイン（水戸市）

時 間

プレセミナー

11:00 ～ 11:45

面接会

13:00 ～ 16:00

その他

○参加無料 ○履歴書（複数）持参

○事前申込不要（学生のみ）

～福祉の就職総合フェア 2011～ 就職相談会

問 県社会福祉協議会 ☎ 029-244-4544

福祉職場への就職希望者（求職者）を対象とし、求人者との就職相談や面談を受けることができます。

日時・場所

6/12（日）茨城県総合福祉会館 3,4 階（水戸市）

8/21（日）結城市民情報センター 3 階（結城市）

時 間

13:00 ～ 15:30

その他

○参加無料

○事前申込不要

就職支援セミナー『就職カレッジ』開催

問 NPO 法人雇用人材協会事務局 ☎ 029-300-1738
E メール：s-college@koyou-jinzai.org

「脱フリーター・無職」を目指している方を対象にした就職支援セミナーを開催します。

日 時

7/5（火）、6（水）、7（木）、12（火）、13（水）

各日 9:30 ～ 16:30

場 所

いばらき就職・生活総合支援センター（水戸市三の丸）

対象者

概ね 15 ～ 34 歳の求職者 30 名

全日程参加できる方

その他

○事前予約制 ○参加無料

被災された皆様に、お見舞い申し上げます

鉾田理容組合は
茨城の農家を応援しています

震災の疲れ、癒します

鉾田理容組合

相談無料

結婚相談

初婚 再婚 年齢不問

秘密は厳守いたしますので、安心してご相談ください。

小沼ブライダル鉾田 ☎ 37-2697

鉾田市造谷 1068-6（JA 茨城旭村そば）

★そろばん塾生徒随時募集しています★

一人より二人の幸せを・・・



広報ほこた 2011(H23)6月号
編集・発行 (発行日 H23.6.3) 鉾田市役所 総務課 秘書室 〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田1444-1 ☎0291-33-2111 FAX 0291-32-4443 E-mail hisho@city.hokota.lg.jp
市人口 (H23.5.1現在) 総数 50,926人 (前月比-85人) 男 25,576人 (前月比-47人) 女 25,350人 (前月比-38人) 世帯数 17,248戸 (前月比+14戸)

【潮来税務署からのお知らせ】
～被災された方を対象に所得税控除の相談会を開催します～

問 潮来税務署 ☎0299-66-6931

震災により、住宅や家財等に損害を受けられた方は、震災特例法の施行により、平成22年分の所得税の全部又は一部を軽減することができる場合があります。
このため、税務署での相談（お電話等で事前に相談日時等をご予約いただいております）のほか、次の日程で鉾田市にお住まいの方を対象にした相談を実施いたします。

日時 6/28(火)～30(木) 9:00～16:00
場所 鉾田市役所 2階 大会議室
申請要件 平成22年分の確定申告書を提出する必要があります。
※なお、既に平成22年分の確定申告書がお済みの方は、「更正の請求書」を提出していただく必要があります。

必要書類等
平成22年分で雑損控除を受けられる方は、次の書類をご用意ください。
①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの。
②被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの。
③被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用及び修繕費用などの分かるもの。
④被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの。
⑤市から「り災証明書」の交付を受けている場合には、その写し。
⑥還付金を受ける場合の振込先金融機関名、支店名及び口座番号の分かるもの。
⑦既に平成22年分所得税の確定申告書を提出されている方は、その控え。確定申告書を提出していない方は、平成22年分の所得金額や所得控除額の分かるもの。（源泉徴収票や保険料控除証明書など）
⑧印鑑
※上記の書類がない場合には、税務署職員にご相談ください。

市立図書館休館日6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

農業用使用済プラスチックなどの収集

問 市役所産業経済課 ☎33-2111(内線1166)

	旭	鉾田	大洋
塩ビ	6/22(水)	7/21(木)	12/6(火)
ポリ	7/12(火)	6/23(木)	7/5(火)
農業空缶	7/27(水)	9/28(水)	1/16(月)
搬入時間	9:00～12:00		

毎月開催しています！
市民と市長の朝市トーク



とき 6/6(月) 鉾田市役所
7/4(月) 大洋総合支所
※時間は8:15～9:15

問 市役所総務課秘書室
☎33-2111(内線1211)

心配ごと相談

	旭	鉾田	大洋
6月		9(木) 社協本所	23(木) 大洋公民館
7月	14(木) 社協旭支所	21(木) 鉾田中央公民館	

弁護士相談(10:45～15:00)
予約制

一般相談(13:00～15:00)
2日前までに予約

問 鉾田市社会福祉協議会
鉾田本所 ☎32-5831
旭支所 ☎37-3571
大洋支所 ☎34-5200

行政相談(定例)

6/8(水) 17:00～19:00
鉾田中央公民館

問 市役所総務課秘書室
☎33-2111(内線1211)

医療機関案内

茨城県救急医療情報システム

電話案内(24時間対応) ☎029-241-4199

インターネット <http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>

携帯サイト <http://www.qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

茨城子ども救急電話相談

毎日(18:30～23:30)

日曜日・祝日・年末年始(9:00～17:00)

☎029-254-9900(短縮ダイヤル#8000)

夜間小児救急診療所

毎日(20:00～23:00) ☎0299-82-3817

鹿嶋市宮中1998-2 鹿島保健センター内

中毒110番

つくば(9:00～21:00) ☎029-852-9999

大阪(24時間対応) ☎072-727-2499

日本中毒情報センター <http://www.j-poison-ic.or.jp/>

火災・緊急 警察・通報 110
火災・救急 119

一般の問合せ

鉾田警察署 ☎34-0110

鉾田消防署 ☎34-0119

旭出張所 ☎34-4119

大洋出張所 ☎34-5119

火災情報テレホンサービス ☎32-2119

防炎無線を聞き逃した時は

防炎無線テレホンサービス ☎34-8770

☎34-8771

鉾田市メール配信サービス

☐インターネット(HPへアクセスして登録)

<https://service.sugumail.com/hokota/member/>

☐携帯電話(次のアドレスへ空メールを送信し、登録確認

メールが届いてから画面の指示に従って登録してください。)

t-hokota@sg-m.jp

ひばりくん防犯メール

☐携帯電話(次のアドレスへ空メールを送信し、登録確認

メールが届いてから画面の指示に従って登録してください。)

add@mail1.police.pref.ibaraki.jp

子育てコーチング講座
～がんばりすぎママの心を楽に～

問 鉾田市子育てサポートセンター ☎32-5831

申込締切 6/13(月)
日時 6/15(水) 10:00～12:00
第1回「子育ての話をしよう☆聴き方」
次回日程 7/3, 20, 8/7, 17, 9/4(全6回)
場所 老人福祉センターともえ荘 2階
鉾田市当間228番地
対象者 子育てサポートセンター会員
市内在住で子育て中の方
その他 ○参加無料 ○お子さん連れの方もお気軽にご参加ください。



第1回「いきいきセミナー」受講生募集!

問 鉾田中央公民館 ☎及びFAX 33-2030

申込締切 6/24(金)
身近に潜む犯罪や交通事故に遭わないための知識などを、寸劇を交えて説明します。
日時 6/29(水) 14:00～(2時間程度)
場所 鉾田中央公民館 2階 集会室
対象者 市内在住で60歳以上の男女
募集人数 60名(定員になり次第終了)
申込方法 鉾田中央公民館へ電話又はFAXで住所、氏名、電話番号をお伝え願います。



休日診療

	電話番号	6月
鉾田病院	32-3313	5
高須病院	33-2131	12
ハタミ病院	33-3158	19
北浦整形外科	33-2136	26

健康カレンダー (6/3～7/3まで掲載)

問 鉾田保健センター ☎33-3691
旭保健センター ☎37-1411
大洋保健センター ☎39-4866

事業名	場所(項目)	6月
乳児健診	鉾田	15(水) (H23.2生)
育児相談	旭	21(火)
	鉾田	15(水)
	大洋	7(火)
幼児健康診査	鉾田	1歳半健診 23(木) (H21.11生)
		2歳児歯科検診 3(金) (H20.11生)
		3歳児健診 14(火) (H20.2生)
機能回復訓練 (リハビリ)	旭	8・15・29(水)
	鉾田	9・23(木)
	大洋	10・17・24・7/1(金)

精神保健事業

事業名	場所(時間)	6月
デイケア	鉾田 (9:30～11:30)	3・10・17・24(金)
フリークラブ	大洋 (9:30～15:00)	6・13・20・27(月) (事前申込制)

献血にご協力ください

問 市役所健康増進課 ☎33-2111(内線1533)

6/7(火)	9:30～12:00	大洋保健センター
6/14(火)	9:30～11:30 13:00～15:30	旭総合支所
6/27(月)	9:30～12:15 13:30～15:30	鉾田市役所

納税カレンダー

市・県民税	1期	納期限
介護保険料	2期	6/30(木)

